

平成13年1月1日から

国民健康保険と老人保健の一部が改正されます

今回の改正では、所得のある方には応分の負担をお願いする点から、高額の医療費がかかったときの自己負担の限度額を見直すと同時に、これまで他の医療保険制度にありながら国民健康保険制度にはなかった「海外療養費制度」の新設なども加えられています。

また、老人保健では定率負担制をとっている若年者とのバラ

ンスを考慮するとともに、コスト意識を喚起するといった観点から、原則、定率一割負担とされました。

今後は、年々増え続ける薬剤費や医療費の算定方式の改革、医療費増加の最大要因となっている老人医療費を、国民全体で公平に負担し、高齢者によりふさわしい医療が効率的に提供されるための高齢者医療制度の見直しが行われることになってい

国民健康保険のここが変わります

改正項目	改正前	改正後
高額療養費	自己負担限度額 1か月 63,600円 *市町村民税非課税の世帯に属する方等…35,400円	○一般の方 …63,600円+(医療費318,000円)×0.01 ○上位所得者(基礎控除後の所得が670万円超)の方 …121,800円+(医療費609,000円)×0.01 ○市町村民税非課税の世帯に属する方等 …35,400円(従来どおり) 《1年間に4回以上対象となる場合、4回目から》 ○一般の方 …37,200円(従来どおり) ○上位所得者の方 …70,800円 ○市町村民税非課税の世帯に属する方等 …24,600円(従来どおり) ★特定疾病に認定されている方の自己負担限度額は、従来どおり10,000円です。
入院時の食費	自己負担 1日 760円 *市町村民税非課税の世帯に属する方等…650円	1日 780円 市町村民税非課税の世帯に属する方等の負担額は、従来どおり、1日につき、650円(91日目を降500円)です。
海外での受診	なし	他の医療保険制度と同様、海外で診療を受けた場合には診療内容明細書等を国民健康保険の窓口へ提出すれば、国民健康保険の給付の範囲で支給を受けることができます。
住所地の特例	特別養護老人ホーム等の施設に入所した方は、入所前の市(区)町村民税非課税の世帯に属する方等…650円	長期入院一般についても、入院前の住所地の市(区)町村民税非課税の世帯に属する方等は、国民健康保険の被保険者となります。

老人保健のここが変わります

改正項目	改正前	改正後
外来のとき	一部負担金 1日 530円 (月4回まで)	医療費の1割 ただし、同一の医療機関での負担額が1か月に ① 医療機関で院外処方せんを交付されなかった方は、医療機関で3,000円(大病院(ベッド数が200床以上ある病院)で受診された方は5,000円) ② 医療機関で院外処方せんを交付された方は、医療機関で1,500円、薬局で1,500円(大病院(ベッド数が200床以上ある病院)で受診された方はそれぞれ2,500円) に達したときは、その後は自己負担はありません。 ★ 定額制の診療所(注)での負担額は1日につき800円となり、1か月に5日以上通院した場合は、その月の5日以後の通院は自己負担はありません。 (注) 一部負担金を定額で徴収することを都道府県知事に届け出た診療所
入院のとき	一部負担金 1日 1,200円 ①市町村民税非課税の世帯に属する方等…1か月35,400円まで ②で高齢者年金を受給している方…1日500円	医療費の1割 ただし、同一の医療機関での負担額が1か月に37,200円に達したときは、その後は自己負担はありません。 また、次の①及び②の場合には、負担額が1か月にそれぞれ以下の額に達したときは、その後は自己負担はありません。 ① 市町村民税非課税の世帯に属する方等…24,600円 ② 市町村民税非課税の世帯に属する方等で、高齢者年金を受給している方…15,000円 ★ 特定疾病の認定を受けている方の医療機関の窓口での自己負担は、これまでと変わりません。
訪問看護を受けたとき	食事負担 1日 760円 *市町村民税非課税の世帯に属する方等…650円	1日 780円 ※①市町村民税非課税の世帯に属する方等、②市町村民税非課税の世帯に属する方等で高齢者年金を受給している方の負担額は、従来どおり、それぞれ1日につき、650円(91日目を降500円)、300円です。
親に介護費用を支出したとき	基本利用料 1日 250円	老人保健の訪問看護に要する費用の1割 ただし、同一の訪問看護ステーションでの基本利用料が1か月に3,000円に達したときは、その後は基本利用料の負担はありません。 ★ 定額制の訪問看護ステーション(注)の場合の基本利用料は1日につき600円となり、1か月に6日以上訪問看護を受けた場合は、その月の6日以後の訪問看護については基本利用料の負担はありません。 (注) 訪問看護に要する費用を定額で徴収することを都道府県知事に届け出た訪問看護ステーション
親に介護費用を支出したとき	老人高額医療費支給制度	1か月に30,000円以上の一部負担金を支払った老人が、同一世帯に複数いるときなどは、合算して37,200円を超える額が払い戻されます。 *市町村民税非課税世帯に属する方等の場合は、21,000円以上の一部負担金を合算して24,600円を超える額が払い戻されます。

なお、高齢者の薬剤一部負担は廃止されました。

エコライフの知恵袋

留守時の鉢植えの水やり

旅行などでしばらく家を留守にしている、帰ってきたら鉢植えが枯れていたという苦い経験をした人は多いでしょう。家を空けるなら、まず深めの容器の中に鉢を置いて鉢が隠れる高さまで水を張り、5～6分置きます。水を充分行き渡らせたなら、たらいなどに鉢の4分の1の高さまで水を入れます。鉢土の上に、乾燥を防ぐために水を含ませた新聞紙を敷き詰めてから、たらいの中に鉢を入れ、直射日光の当たらない風通しの良い涼しい場所に置いておくと1週間は安心です。



雑草は塩水で取る

砂利の間から生えた雑草は、塩水をかけて対処します。塩分で雑草は枯れてしまい、しばらくは新芽も生えてこなくなります。野菜を塩ゆでしたときのゆで汁を使えば、熱いので効果が増します。

野菜のへたを栽培する

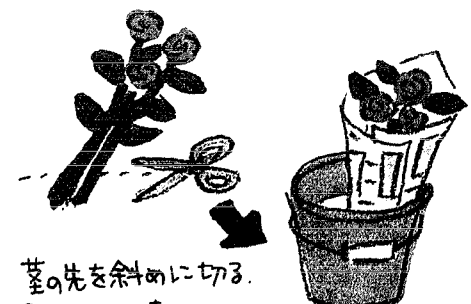
大根やにんじんを買ってきたら、すぐにへたを落として水を入れた皿に浸けておきます。腐らせないようにこまめに水を替えれば、まもなく芽が出て葉が伸びてきます。葉はスープに浮かべるなどして食べても良く、グリーンとしても楽しめます。



切り花の水揚げ法

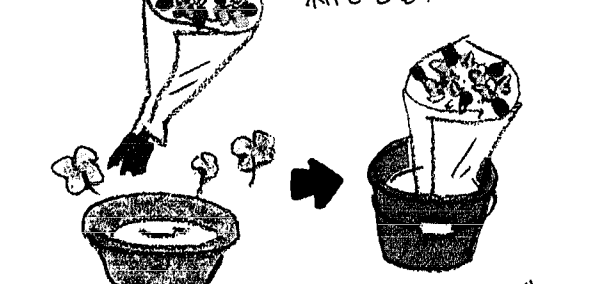
買ってきた花は、家に帰ってからすぐに水揚げをします。切り花に活力を与え、乾燥を防ぐために行います。

<水切り>



茎の先を斜めに切る。弱っている時は水の中で切る。
水をたっぷり張ったバケツに1～2時間浸す。バラなどは新聞紙などにくるみながら。

<湯揚げ>



全体を柔らかい糸ひでむむ。
茎の先3～4cmを熱湯に3～4分浸す。
水で満たしたバケツに入れて1～2時間置く。

<ガス火>



茎の先2～3cmガスを焦げ目が付くくらい焼く。素早く水に浸し2時間くらい置く。(あせう、ダリアなど)

<薬品で>



茎の先端を切りかぶりから1～2分浸す。
塩水 (ランキョウラスなど)
ピルコル水 (桜草、ふじなど)